



スマートフォンアプリ「カタログポケット」で電子書籍版広報かつしかを、多言語で読んだり聞いたりすることができます。



4月23日は
子ども
読書の日

図書館へ行こう!

本を読もう!

図書館では、お子さんの成長に合わせてさまざまな事業を実施しています。また、子ども読書の日を記念してイベントを実施します。

【担当課】 中央図書館 ☎03-3607-9201

お子さん向けのさまざまな事業

本の引き換えは、対象年齢を過ぎてでも交換できます。

3・4カ月の
お子さんへ

ブックスタート事業

乳児健診時に、絵本・絵本の紹介リスト・図書館案内・読書手帳の入った「ブックスタートパック」を差し上げます。
※令和2・3年度は、乳児健診が小児科などでの個別健診に変更になったため、対象の方に「ブックスタート引換券」を送付しています。

3歳の
お子さんへ

セカンドブック事業

3歳児健診のお知らせと一緒に、絵本・リーフレットと交換できる「引換券」を送付します。引換券とお子さんの母子健康手帳を持って、お近くの図書館へお越しください。

新小学1年生の
お子さんへ

かつしかっ子ブック事業

教育委員会が薦める図書リストから希望の本を1冊差し上げます。
区立の学校に通う方は、学校を通じてお申し込みください。私立の学校に通う方などには9月ごろにお知らせを送付します。

記念イベント

小学生以下が対象です。



記念おはなし会

- 【対象】
- は3歳以下のお子さんと保護者
- ★は3歳以上のお子さんと保護者
- ◆は小学生までのお子さんと保護者

会場	日時
お花茶屋図書館	4/16(土) ◆午後3時～3時30分
水元図書館	
中央図書館	◆午後3時30分～4時
上小松図書館	★午後3時30分～4時
鎌倉図書館	★午後2時30分～3時
西水元地区図書館	★午後2時30分～3時15分
青戸地区図書館	●午前10時30分～11時
	★午前11時15分～11時45分
中央図書館	4/27(水) ◆午後3時30分～4時

おたのしみボックス

図書館員がおすすめする本を数冊まとめて貸し出します。

【期間】 4月29日(金・祝)～5月25日(水)

【会場】 亀有図書館、四つ木・西水元・青戸地区図書館

つくってみよう! おたのしみボックス

おすすめしたい本を選んで、おたのしみボックスを作り、他の利用者に貸し出します。

【期間】 4月29日(金・祝)～5月8日(日)

【会場】 亀有図書館

はてなくじのおへや

床のあみだくじの道をたどると、いろいろなテーマの本が入った「はてなボックス」を借りられます。

【期間】 4月22日(金)～24日(日)

【会場】 立石図書館

としょかんビンゴ

ビンゴ用紙に書かれたテーマの本を借りると、スタンプが押されます。ビンゴになったらプレゼントがもらえます。

【期間】 5月8日(日)午後5時まで

【会場】 お花茶屋図書館

みんなでつくろう おすすめ本☆ツリー

おすすめしたい本の紹介を紙に書いて、ツリーに貼ります。おすすめ本の展示も行います。

【期間】 5月25日(水)午後5時まで

【会場】 上小松図書館

ものがたりのあの子に てがみをかこう

【期間】 5月25日(水)午後5時まで

【会場】 水元図書館

図書館スタンプラリー

本を借りたり、イベントに参加したりしてスタンプをためると、プレゼントがもらえます。

【期間】 4月22日(金)～5月25日(水)午後5時まで

【会場】 四つ木・奥戸・にいじゅく地区図書館

かまくらとしょかんでさがそう! たまごはどこだ?

図書館に隠された卵を探して、クイズに答え正解すると、卵のしおりがもらえます。

【期間】 4月30日(土)午後5時まで

【会場】 鎌倉図書館

解体工事・リフォーム工事を発注される方へ

アスベストの事前調査はしましたか?

【担当課】 環境課 ☎03-5654-8236

全ての建物(建築物・工作物)の解体・リフォーム(改造・補修)工事で、アスベスト含有建材の有無を調査する必要があります

アスベストの事前調査は、建物の解体、リフォーム工事を行う元請業者または自主施工者が実施します。

工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書などの提供や適切な費用の負担をお願いします。

工事の元請業者は、発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

— アスベストが含まれていた時は —

建物の解体、リフォーム工事を行う際には、アスベストが周辺へ飛散しないよう飛散防止措置*を行うことが必要です。

届出対象工事(レベル1・2)の場合は、事前に自治体への届け出が義務付けられています。

*飛散防止措置はアスベスト含有建材の種類(レベル1～3)により異なります。

アスベストはこのような場所に使われています



- ▼ 親の同意を得ずに、次のような契約ができるようになります。
 - ▼ 携帯電話を購入する
 - ▼ アパートを借りる
 - ▼ クレジットカードを作る
 - ▼ ローンを組んで物品を購入する
- 契約には同時に責任も生じます。その契約が本当に必要かどうか、よく検討することが大切です。その場で決めないで契約内容をよく確認・理解してから契約しましょう。

自分だけで判断がつかない時は家族や消費生活センターに相談しましょう。

平成14年4月2日、16年4月1日生まれの方は、令和4年4月1日から一斉に成人になります。平成16年4月2日以降生まれの方は、18歳の誕生日から成人になります。

成人になると...

親の同意を得ずに、次のような契約ができるようになります。

未然に防ぎましょう

日頃から家族で何でも相談できる環境を整えることや、保護者の方も消費者トラブルに関する情報に関心を持つことで、被害を未然に防ぐことができます。

消費生活センターでは、消費生活相談の他、学校向けの出前講座や町会、企業の新人研修などに消費者教育に関する講師を無料で派遣しています。詳しくはお問い合わせください。

新成人が狙われています

社会経験の乏しい若者は悪質事業者狙われる可能性が非常に高く、安易に契約をして消費者トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。また、未成年者の契約は一定の条件のもとに取り消しをすることができますが、成人になると、このような保護が無くなってしまう。



【担当課】 消費生活センター ☎03(5668)2316

満18歳で大人の仲間入り!
消費者トラブルに注意しましょう